

## 総務省消防庁における電子契約の導入につきまして

日頃より総務省消防庁の調達案件につきまして、御協力いただきありがとうございます。

この度、総務省消防庁においては、規制改革実施計画(令和2年7月 17 日閣議決定)等の趣旨を踏まえて、契約手続における押印等の見直しを図ることとし、**令和3年4月から**、総務本省をはじめ各府省庁において利用されている政府電子調達システム(URL:<https://www.geps.go.jp/>)にて、契約業務を実施する運びとなりました。

政府電子調達システム上にて電子契約の処理を行うことで、オンラインにて契約手続が完了するため、従来の紙媒体で契約書の取り交わしが不要となり、契約書の押印が不要となります。

また、電子契約では印紙の貼付も不要となります。

事業者の皆様におかれましては、電子契約の利用を御検討いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、電子契約を行うに当たっては、以下の点に御留意願います。

(※1)政府電子調達システム上にて電子契約の処理を行う環境整備が間に合わない場合には、令和3年4月以降も、紙媒体での契約書の取り交わしをいたしますが、下見積書等提出時に、電子契約に対応できない旨等を記載した理由書を提出していただく必要があります。

(※2)随意契約案件のうち契約書を取り交わす必要があるものにおいても、ご希望により電子契約を利用いただけます。

### 1. 政府電子調達システムの利用者登録について

電子契約をご利用の場合は、政府電子調達システム上での利用者登録等が必要になります。手続きの詳細については、上記政府電子調達システム(URL:<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/pdf/announce.pdf>)をご参照ください。

利用者登録についてご不明な点がある場合は、調達ポータルサイトのFAQ及び調達ポータルヘルプデスク(0570-000-683)へお問い合わせください。

なお、総務本省及び各府省庁において既に同システムにて電子入札又は電子契約を行っている場合、上記手続きは不要です。

### 2. 電子証明書の取得について

政府電子調達システム上で契約を行う場合、電子証明書の取得が必要となりますので、調達ポータルサイト(URL:<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>)を参照の上、電子証明書の取得をお願いします。

なお、利用者登録同様、総務本省及び各府省庁において既に同システムにて電子入札又は電子契約を行っている場合、上記手続きは不要です。

そのほか本件に関するご不明な点につきましては、総務省消防庁会計第2係(03-5253-7506)までお問い合わせください。